

# 岐阜県公報

号外 (三) 平成二十九年七月二十八日

## 監査委員告示

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表  
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監査委員)  
(同)

四一  
ページ

岐阜県監査委員告示第十九号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十九年六月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年七月二十八日

岐阜県監査委員	岐阜県監査委員
杉 藤 篠	山 松 篠
山 本 岡 田	
祐 良 正	
子 寛 泉 人 徹	

## 報 告 書

第1 監査実施機関数

	監査実施機関数		監査結果件数	
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項
知事直轄	—	—	—	—
総務部	—	—	—	—
清流の国推進部	1	0	0	0
危機管理部	—	—	—	—
環境生活部	—	—	—	—
健康福祉部	7	1	1	4
商工労働部	—	—	—	—
農政部	1	1	0	2
林政部	—	—	—	—
県土整備部	—	—	—	—
都市建築部	1	0	0	0
県事務所	1	0	0	0
教育委員会	7	2	5	9
警察本部	2	2	0	2
その他の	1	0	0	0
合計	21	6	6	17
				7
				10
				0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項
- ・指導事項
- ・所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の是正又は改善を求める事項
- ・指導事項
- ・監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。

「—」は、当月監査未実施を示す。

【監査の結果】

西濃子ども相談センター	平成29年6月19日	中濃子ども相談センター	平成29年6月19日
東濃子ども相談センター	平成29年6月19日	飛驒子ども相談センター	平成29年6月19日
女性相談センター	平成29年6月19日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機関名	区分	内 容
揖斐農林事務所		

機関名	区分	内 容
中濃子ども相談センター		指摘事項 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として92,504円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故について一層の徹底を図らねばならない。 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として92,504円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故について一層の徹底を図らねばならない。

3 農政部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
揖斐農林事務所	平成29年6月13日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があつた。

機関名	区分	内 容
揖斐農林事務所		

監査の結果、10機関において、7件の指摘事項及び10件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 清流の国推進部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
東京事務所	平成29年6月16日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 健康福祉部 (7機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
美施機関	平成29年6月8日	中央子ども相談セン	平成29年6月19日
食肉衛生検査所	平成29年6月8日	タ	

岐 阜 縣 公 報

1. 1,411円が過払となっていた。

2. 旅行中の移動時間に対する時間外勤務手当等を支給したことにより、2件6,032円が過払となっていました。

3. 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当が支給されているものがあった。

1. 14円が過払となっていた。
2. 旅行中の移動時間に対する時間外勤務手当等を支給したことにより、2件6,032円が過払となっていた。
3. 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務

都市建築部（1階西）	実施機関名	実施年月日
東部広域水道事務所	平成29年6月15日	

## 【監査の結果】

実施機関名 （機関）	実施年月日
推奨県事務所	平成 29 年 6 月 13 日

### 【監査の結果】

教育委員会(機関名)	実施年月日	実施機関名	実施年月日
大垣工業高等学校	平成 29 年 6 月 8 日	海津明誠高等学校	平成 29 年 6 月 19 日
八百津高等学校	平成 29 年 6 月 12 日	東濃美農高等学校	平成 29 年 6 月 12 日
瑞浪高等学校	平成 29 年 6 月 9 日	東濃フロンティア高等学校	平成 29 年 6 月 9 日
東濃特別支援学校	平成 29 年 6 月 9 日		

## 【監査の結果】

機関名	区分	指導事項	内 容
大垣工業高等学校		指摘事項	<p>時間外勤務手当の支給事務において、旅行目的地で正規の勤務時間外に現に勤務したことを明確に確認することなく、時間外勤務手当 1,581 円を支給していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>高等學校授業料の収入事務において、高等學校等就学支援金の受給資格を新たに認定したことにより還付が必要となった授業料（2件19,800円）の還付手続が、認定日から約10ヶ月遅延していたので、今後は適正に処理されたい。</p>

れたり。

指導事項	卒業証明書等交付事務において、処理状況の進捗管理を行う証明書交付処理簿が正確に記録されていなかつたので、今後は適正に処理されたい。
指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料153,144円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。
指導事項	毒物及び劇物の管理事務において、「理科薬品の保管管理規定」に基づき、その保管状況の確認を年3回行うこととなっているが、平成26年9月28日以降の確認が行われていないかったので、今後は適正に処理されたい。
瑞浪高等学校	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,333円が過払となっていたので、速やかに措置するところも、今後は適正に処理されたい。
指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料39,312円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
東濃特別支援学校	特別支援教育就学奨励費の支出事務において、委任状を撒することなく、保護者から依頼を受けた者の口座へ支払っていたので、今後は適正に処理されたい。
指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料20,088円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
養老警察署	平成 29 年 6 月 8 日	可見警察署	平成 29 年 6 月 12 日
【監査の結果】			
次のとおり指摘する事項があった。			
機 関 名	区 分	内 容	
養老警察署	指摘事項	公務中の 1 件の交通事故について、損害賠償金として 81,799 円の費用負担が発生し、また、修繕料 178,275 円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	
可見警察署	指摘事項	公務中の 2 件の交通事故について、損害賠償金として 40,300 円の費用負担が発生するとともに公用原動機付自転車が廃車(評価額 100,000 円)。うち相手方負担分 90,000 円)となつております、また、修繕料 224,348 円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	

## 8 その他（1機関）

実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会掛斐地方事務局	平成29年6月13日

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員会第110号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第四百九十九条第一項前段の規定によつて、岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づつて措置を講じた旨の通知があつたので、回復後段の規定によるつて想起上遡る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年七月一十八日

岐阜県監査委員 篠 藤	岐阜県監査委員 松 山	岐阜県監査委員 岡 田
岐阜県監査委員 本 山	岐阜県監査委員 藤 杉	岐阜県監査委員 正 祐
岐阜県監査委員 徹 泉		

**I 平成28年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況**

## 1 平成28年度

(単位：件)

区分	監査結果	指置済	今回措置を 講じたもの *	未措置
指導事項	86	85	0	1
指導事項	112	112	0	0
検討事項	9	6	1	2
計	207	203	1	3

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年7月7日に岐阜県公安委員会委員長から通知があったもの

(注)

指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所

管轄に対し是正若しくは改善を求める事項

いて精査とともに、保管場所のさらなる確保及びその管理方法について検討されたい。

で、かつ、セキュリティ面でも万全を期した施設が望ましい。

現在、一括管理による施設の規模や体制、保管要領等を再検討した上で、将来の保管場所を選定するため、警察本部の関係課に対して、候補地及び施設の確保について要望をしているところである。

**II 定期監査の結果に基づき講じた措置**

## 1 平成28年度

## (1) 監査結果（検討事項）に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
刑事総務課 警察本部	犯罪搜査に關して押収した証拠品等(以下「証拠品」といいう。)は、犯罪の立証のための重要な資料であり、その押収の継続は所有者等の私法上の権利に關わるものであるため、その取扱い及び保管は特に慎重を期さねばならないところであるが、保管場所が不足している警察署、あるいは今後不足することが懸念される警察署が散見された。また、保管方法が適切でなかったことにより、証拠品の車両を損傷させた事案も発生していた。	証拠品の保管に關しては、將來的には保管限度を超える警察署が予想されるが、現在のところ証拠車両や長大物件を除き適自する状況ではない。 しかし、捜査關係の保管庫には、証拠品の他に保管期限を有する検視關係の書類等も保管することとなっており、そのことが保管庫確保の必要性を加速化させている。

各警察署の保管負担を軽減するには、他県で実施しつつあるような「証拠品等保管センター（通称）」を設置し、「証拠品」の一部を一括管理することが必要である。

また、同センターには、車両などの長大物件を含む「証拠品の保管場所の確保とともに、証拠品の劣化等を軽減する構造

平成二十九年七月二十八日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社